

成育医療等基本方針に関する今後の議論について（案）

- 令和5年4月、成育医療等基本方針の策定及び推進について、厚生労働省からこども家庭庁に移管される。これに伴い、成育医療等協議会も廃止され、新たに、こども家庭審議会（成育医療等分科会（仮称））が設置されることとなる。
- 今般改定した成育医療等基本方針については、令和5年度から令和10年度までの6年程度を1つの目安として策定したところ。
- これを踏まえ、分科会では、
 - ・ 施策の実施状況の報告等（毎年）
 - ・ 成育医療等基本方針の中間評価（令和7年度目途）
 - ・ 成育医療等基本方針の最終評価・見直し（令和10年度目途）等に加え、個別施策の進捗や課題について、掘り下げて議論をすることとしてはどうか。
- また、健やか親子21推進本部幹事会との連携を図りながら、成育医療等基本方針に基づく施策を推進することとしてはどうか。

参照条文

○こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）（抄）※令和5年4月1日施行

（所掌事務）

第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十三 （略）

十四 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第四百号）第十一条第一項に規定する成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。

十五～二十七 （略）

（こども家庭審議会）

第七条 こども家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 （略）

五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

イ～ホ （略）

へ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

2・3 （略）

○成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第四百号）（抄）

※令和5年4月1日時点

第十一条 政府は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）を定めなければならない。

2 成育医療等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向

二 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、成育医療等の提供に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、成育医療等基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、成育医療等基本方針の案を作成しようとするときは、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長と協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴くものとする。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 政府は、適時に、成育医療等基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。
- 7 政府は、成育医療等の提供に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、成育医療等基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 8 第三項から第五項までの規定は、成育医療等基本方針の変更について準用する。